

「地域密着型通所介護」

デイサービスセンターきたひやま

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号事業(介護予防通所介護相当サービス)

契 約 書 別 紙

(兼重要事項説明書)

社会福祉法人北檜山恵福会

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

| | |
|------------|---------------------------|
| 事業者（法人）の名称 | 社会福祉法人北檜山恵福会 |
| 主たる事務所の所在地 | 北海道久遠郡せたな町北檜山区豊岡337番地1 |
| 代表者（職名・氏名） | 理事長 北 川 泰 弘 |
| 設 立 年 月 日 | 昭 和 62 年 8 月 20 日 |
| 電 話 番 号 | (0 1 3 7) 8 4 - 5 5 5 7 |

2. ご利用事業所の概要

| | |
|-------------|-----------------------------|
| ご利用事業所の名称 | デイサービスセンターきたひやま |
| サービスの種類 | 第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス） |
| 事業所の所在地 | 北海道久遠郡せたな町北檜山区豊岡337番地1 |
| 電 話 番 号 | (0 1 3 7) 8 4 - 6 5 2 2 |
| 指定年月日・事業所番号 | 平成12年4月1日指定 北海道第0171700057号 |
| 実施単位・利用定員 | 事業単位1・18人（地域密着型通所介護定員を含む） |
| 通常の事業の実施地域 | せたな町北檜山区 |

3. 事業の目的と運営の方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。 |
| 運営の方針 | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。 |

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンターきたひやま）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

| | |
|----------|-------------------------|
| 営業日 | 毎週月曜日から金曜日 |
| 営業時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 |
| サービス提供時間 | 午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分 |

6. 事業所の職員体制

| 従業者の職種 | 勤務の形態・人数 |
|---------------------|----------------|
| 生活相談員 | 常勤 1 人 |
| 看護職員 (機能訓練指導員兼務) | 常勤 1 人 |
| 介護職員 | 常勤 4 人、非常勤 1 人 |
| 運転手 | 常勤 1 人 |

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

| | |
|--------|------|
| 管理者の氏名 | 山本右富 |
|--------|------|

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、**原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割の額**です。ただし、介護保険の支払限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

- (1) 第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の利用料・・・基本部分、加算・減算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当サービス】

| 利用者の要介護度 | 基本利用料(月額) | 利用者負担(1割) | 利用者負担(2割) |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 事業対象者 要支援1 | 16,720円 | 1,672円 | 3,344円 |
| 事業対象者 要支援2 | 34,280円 | 3,428円 | 6,856円 |

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防通所介護の金額に相当する金額であり、介護予防通所介護の金額が改正された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 加算の種類 | 加算の要件（概要） | | 加算額 | | |
|------------------|-------------------------|------------|--------|-----------|-----------|
| | | | 基本利用料 | 利用者負担（1割） | 利用者負担（2割） |
| サービス提供体制強化加算（I）※ | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合 | 事業対象者・要支援1 | 880円 | 88円 | 176円 |
| | | 事業対象者・要支援2 | 1,760円 | 176円 | 352円 |

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

| 減算の種類 | 減算の要件（概要） | | 減算額 | | |
|-------------|-------------------------|------------|---------|-----------|-----------|
| | | | 基本利用料 | 利用者負担（1割） | 利用者負担（2割） |
| 同一建物減算 | 当該減算の要件に該当した場合（1月につき） | 事業対象者・要支援1 | 16,720円 | ▲376円 | ▲752円 |
| | | 事業対象者・要支援2 | 34,280円 | ▲752円 | ▲1,504円 |
| 定員超過・人員基準欠如 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合 | 事業対象者・要支援1 | 11,700円 | 1,170円 | 2,340円 |
| | | 事業対象者・要支援2 | 24,000円 | 2,400円 | 4,800円 |

（2）その他の費用

| | |
|------|---|
| 食費 | 食事の提供をする場合、1食につき690円の食費をいただきます。 |
| おむつ代 | おむつの提供をする場合、1回につき実費をいただきます。 |
| その他 | 上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。 |

（3）キャンセル料

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

（4）支払い方法

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、サービスを利用した翌月の初回利用日に現金でお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月の初回利用日に差し上げます。

9. 緊急時及び事故発生時の対応方法

緊急時及び事故発生時にあつては、利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、必要な措置を講じます。

また、登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

| | |
|---------|--------------------------------|
| 事業所相談窓口 | 担当者 生活相談員 瀬戸利恵 電話番号 84-6522 |
|---------|--------------------------------|

担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引継いでいます。

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

| | |
|--------------------|---|
| せたな町役場 介護保険相談窓口 | 住所：久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1 電話番号：84-5111 |
| 北海道国民健康 保険団体連合会 | 住所：札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号：(011)231-5161 |

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

12. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えております。